

1. 特約の適用範囲等

- (1) ICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます）とは、ICチップで取引ができるキャッシュカードをいい、この特約は、ICカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、あしぎんキャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはあしぎんカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、あしぎんカード規定の定義に従います。

2. ICチップ提供機能の利用範囲

ICチップ提供機能（従来のキャッシュカード機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）は、この機能の利用が可能な現金自動支払機、現金自動入金機、その他の端末（以下「ICカード対応支払機等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

3. ICキャッシュカードの利用

- (1) ICカードは、下記の現金自動支払機（以下「支払機」といいます。）および現金自動入金機（以下「預金機」といいます。）で利用できます。
 - ・ 当行の支払機のうちICカードに対応している支払機
 - ・ ICチップによる取引を提携している提携先（当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等）の支払機でICカードに対応している支払機
- (2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されているICカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機による取引の場合、ICカードに磁気ストライプが併載されているときは、磁気ストライプによる取引となります。

4. ICカード対応支払機等の故障時の取り扱い

ICカード対応支払機等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

5. ICチップ読取不能時の取り扱い等

- (1) ICチップの故障等によって、ICカード対応支払機等においてICチップを読み取ることができなくなった場合にはICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応支払機等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (3) 当行の都合により、当行所定の方法でICカードの再発行・再交付を行う場合があります。

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上